

徳島県告示第二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	有限会社大黒屋
	所 在 地	鳴門市里浦町里浦字花面二 一五番地七
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	夢心
	所 在 地	徳島市川内町北原一六七番地 一 ユーハイツ一〇一号室
サービスの種類	種 類	訪問介護
指定年月日	日	令和四年一月一